



福岡医発第1086号(保)

平成15年 9月26日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



宗像地区乳幼児医療費助成制度の拡大について

宗像地区(宗像市、福間町、大島村)では、乳幼児医療費助成制度を充実させ、子育て支援の一環として保護者の経済的な負担を軽減するため、対象年齢を3歳未満から4歳未満まで拡大し、平成15年10月1日診療分から実施される旨、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、この制度の実施方法は、現物支給方式とし、従来の福岡県の制度と同じ取り扱いです。

記

※宗像地区乳幼児医療費助成制度の拡大について

1. 医療費の支給対象

	現 行	拡大後
入院・入院外	3歳未満	4歳未満

2. 医療費の支給方法

現行の福岡県の制度と同様、現物支給とする。

3. 実施時期

平成15年10月1日より実施。

平成15年 8月 29日

福岡県医師会会長

関 原 敬次郎 様

宗像市長 原 田 慎太郎
福間町長 池 浦 順 文
大島村長 河 辺 健 治

宗像地区乳幼児医療費助成制度の拡大について

残暑の候、貴職におかれましては益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

平素から、宗像地区の福祉医療事業および医療保健行政に対しまして格別なご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび宗像地区におきましては、乳幼児医療費助成制度を充実させ、子育て支援の一環として保護者の経済的な負担を軽減するため、宗像地区独自の乳幼児医療費助成制度を実施することといたしました。

実施方法は、従来 of 県の制度と同じ取り扱いの現物支給方式で、対象児の年齢を3歳未満児から4歳未満児まで拡大し、平成15年10月1日診療分からの実施といたします。

つきましては、この事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この制度を周知していただくため、宗像地区管内の医療機関等には文書を送付させていただく予定でありますので、会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

宗像地区実施保険者

宗像市長 原 田 慎太郎



福間町長 池 浦 順 文



大島村長 河 辺 健 治



見

本

注 意 事 項

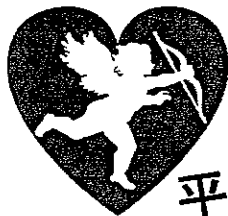
1. この証は、宗像市の条例により乳幼児医療費の助成を受けることができることを示す証ですから、大切に保持してください。
2. 乳幼児が保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証又は組合員証に添えて、この証を必ず窓口提出してください。
3. 初診料、往診料の一部及び標準負担額は、本人負担となりますから保険医療機関等に支払ってください。
4. 乳幼児が宗像市外に転出したときやこの証の有効期限が経過したときなどには、この証を使用することができませんので、速やかに宗像市長に返してください。
5. 乳幼児やその保護者の氏名や居住地に変更があったときは、この証を添えて、速やかに宗像市長にその旨を届け出てください。
6. 乳幼児が加入している医療保険又はその内容などに変更があったときは、速やかに宗像市長にその旨を届け出てください。
7. 往診の際の交通費、入院室料の差額及び容器代等があるとき、入れ歯などに特別の材料が使用されたときは、本人の負担となりますので、保険医療機関等に支払ってください。
8. 他の公費医療の適用がある場合は、この証は使えないこととなりますからご了承ください。

※ この医療証は保険証がないと使えません

福岡県・宗像市乳幼児医療														
医療証														
乳														
有効期間	入院外	から												
	入院	まで												
負担者番号	8	1	4	0	0	2	1	0						
受給者番号														
住所	福岡県宗像市													
乳幼児	氏名													
生年月日	年	月	日											
発行機関名	福岡県													
及び印	宗像市長													
交付年月日	平成	年	月	日										

助成は4歳未満までですので注意して下さい。

※この証は県外の保険医療機関等では使用できません。



宗像市・福間町・大島村にお住まいの方は 平成15年10月1日から乳幼児医療が4歳までつかえます

これまで、乳幼児医療の助成対象は3歳未満でしたが、宗像市・福間町・大島村の子育て支援として平成15年10月1日から4歳未満まで拡大します。

対象者	宗像市・福間町・大島村に居住して国民健康保険または社会保険に加入していることが条件です
	3歳～4歳未満（平成11年10月2日生まれ以降の乳幼児）
	※4歳に達する日の月末まで。ただし月の初日（1日）生まれの幼児は、誕生日の前月末日まで

※重度心身障害者医療、母子家庭等医療の受給資格のある方、生活保護を受給している世帯の方は乳幼児医療の対象になりません

●助成の範囲

◎初診料（同一医療機関で月1回を限度）・往診料及び健康保険がきかない費用と入院中の食事代を除いた患者負担額を助成します。

県外の医療機関では使えませんので一時立替えてお支払ください。

・・・払戻しの請求は住所地の市町村担当課へ。

●医療証の区分

◎0歳から4歳未満【福岡県 各市町村名（宗像市・福間町・大島村）乳幼児医療証】住所地の新しい医療証（従来と同じクリーム色）。

※0歳から3歳未満（県の制度）と3歳以上から4歳未満（各市町村の制度）の乳幼児医療証は1枚の医療証になります。（有効期間が入ります）

●医療証申請・交付（注意!）

◎対象者の保護者は必ず住所地の市町村で申請してください。自動的に切替わりません。

（申請月の初日からの適用になります）

◎申請時には健康保険証、医療証の切替通知（ハガキ）みとめ印を持参してください。

●重度心身障害者医療または3歳以上で母子家庭等医療に該当するときは、これらの医療費助成制度を優先します。

乳幼児医療を受けることができません。

※母子家庭等医療は所得制限があるため、対象にならないときは乳幼児医療を受けることができます。

問い合わせ先：住所地の市町村の乳幼児医療担当課へ	
宗像市国保年金課	TEL0940-36-1365
福間町国保年金課	TEL0940-48-8128
大島村国保年金課	TEL0940-79-2211